

平成28年度
第2回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成28年6月30日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成28年度第2回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター5階 美術・視聴覚室に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 報告事項1 平成28年度全国農業委員会会長大会の報告について

日程第3 協議事項1 農業委員会等に関する法律の一部改正に係る対応について

<出席委員> (31人) ※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	猪 野 幹 夫
3番	大 塚 久	4番	鈴 木 武 夫 (農地部会長)
5番	小 林 正 明	6番	石 橋 幹 男
6番	石 橋 幹 夫	8番	植 草 隆 晴
9番	浅 川 政 明	10番	武津岡 広 治
12番	宮 崎 一 雄	13番	野 崎 好 知 (会長)
14番	小 川 正 義	15番	中 村 公 江
16番	田 中 和 夫	18番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
19番	花 島 豊 勇	20番	安 井 誠 一
21番	高 澤 義 信	22番	蛭 田 浩 文
23番	橋 本 泉	24番	小 川 友 安
25番	齊 藤 元 治	26番	中 島 賢 治
27番	西 郡 高 夫	28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)
29番	小 川 隆 良	31番	石 井 一 也
32番	小 川 政 二	33番	近 藤 千鶴子
34番	市 原 孝		

<欠席委員> (3人)

7番	笠 川 泰 雄	11番	竹 下 洋 一
30番	浅 尾 孝		

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	管理班主査	平 山 和 利
農業振興班主査	小 川 剛	農地審査班主査	福 島 悟
主任主事	金 親 一 史		

(開会 午後2時)

議長

ただ今より、平成28年度第2回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員は、34人中31人で総会は成立しております。

はじめに日程第1「議事録署名人の選任について」ですが、議席順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 19番 花島 豊勇 委員

議席番号 20番 安井 誠一 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 報告事項1 平成28年度全国農業委員会会長大会の報告についてでございます。

事務局、報告願います。

朝生事務
局長

事務局長の朝生でございます。

座って説明させていただきます。

全国農業委員会会長大会に、会長と一緒に出席してまいりましたので、そのご報告をさせていただきます。

全国農業委員会会長大会議案をご覧いただけますか。

平成28年度全国農業委員会会長大会につきましては、5月26日に今年は日比谷公会堂が改修中ですので、文京シビックホールで開催されました。1枚おめくりいただきますと次第がございますが、今日ご説明いたします、5つの議案の審議とその後、衆議院と参議院の議員会館へ向かいまして、千葉県選出の6名の国会議員の方々に要望活

動を行ってまいりました。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

はじめに、4ページの第1号議案ですが、「農業委員会憲章」でございます。今までは農業委員の方々が農業者の代表として誇りある行動に努めると書かれておりましたが、今回の法改正によりまして、農地利用最適化推進等に合わせて、全部改正がされたものでございます。農地利用最適化を目指して、担い手への農地利用の集積とか集約化又は新規参入者等の確保などに努めていくことが、記載のとおり表現されております。

1枚おめくりいただきまして、第2号議案でございます。新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案ということで、この議案の内容を国会議員の方々に要請活動としてお伝え等をしてきたものです。農政新時代の基本的な考え方として、農業委員会法が改正された中で、農業委員会組織というものが従来にも増して、土地と人との要の対策である農地利用の最適化の推進をはじめ、農地情報の集積であったり、担い手育成確保に強力に取り組んで、目に見える成果を示すことが求められているという状況において、さらに最適化の推進に関する意見の提出を義務付けられたという状況がございます。こうした中で、農業委員会組織が地域農業の牽引役としての自覚を持って、意欲ある担い手を確保し、食料自給率向上のための優良農地の確保と集積化を図ることで、農業農村の発展をはかる取り組みを通じて、農業者と国民の期待に応えていくことを進めていくうえで、その後押しとなる政府・国会の対応を広く要望していくという内容でございます。

具体的には、次の頁に大きな項目の1つ目として、担い手・経営対

策の推進ということで、小項目の数字が振ってございますが、1. 認定農業者制度を基本とした担い手の育成・確保であったり、2. 集落営農組織の体質強化、また3. 土地利用型農業経営の体質強化、そして4. 農業者年金制度・運用の改善、次の頁に移りまして5. 女性農業経営者への支援等、そして6. 新規就農者の定着に向けた人材育成の強化、こちらについては青年農業者の人材力強化対策、また新規就農者の定着のための地域支援体制の整備、そして青年就農給付金の充実・強化、次の頁にございますが農の雇用事業の充実・強化などが特に取り組んでいくこととされております。

1枚おめくりいただきまして、7. 円滑な農業経営の継承推進として、認定農業者等担い手の子弟、法人設立初期への支援、第三者経営継承を推進する支援体制の構築などが掲げられております。農業の雇用改善と安全対策の推進、外国人技能実習制度の改善が掲げられております。

そして次の頁ですが、大きな2つ目の項目として担い手への農地利用集積施策の改善方策が掲げられております。まず1. 農地利用の集積を加速するための環境整備ということで、農地の中間管理機能を最大限発揮するための支援、農地中間管理機構の活用等農地集積対策への支援強化、また次の頁に移りまして、都道府県域における農地の面的集積促進の支援が掲げられております。

そしてさらに、2. 活かすべき農地を早急に明らかにする取り組みの推進として、食料自給力の維持・確保に向けた国の関与による農地の確保、また農地の国土調査（地籍調査）の早期完了、そして非農地とするための条件整備等などが掲げられております。

大きな3つ目として、遊休農地の発生防止・解消対策としまして、
1. 中山間地域における多様な農地利用の促進として、法人経営・集落営農等の規模拡大に対する助成、そして農地の畜産的利用の拡大、また美しい景観を活用した医療・福祉的利用の推進と活用意向のマッチングが掲げられております。

また、次の頁に移りまして2. 農地所有適格法人の出資要件の堅持、そして3. 農地の相続登記の促進については広報キャンペーンであったり制度的措置の検討などが掲げられております。

次の頁に移りますが、4. 農地の違反転用の防止対策と推進体制の整備とそして5. 基盤整備の促進が掲げられております。

次に大きな4つ目として、活力ある地域振興に向けた対策の強化として、1. 日本型直接支払いなどの地域を支え守る施策の拡充、次の頁に移りまして2. 鳥獣被害対策の強化、また3. 農業・農村における6次産業化の推進、4. 都市農業の振興、特に都市農業振興基本法に基づく都市農地保全対策の確立、また都市農業振興に関する計画（地方計画）の策定支援、都市農地の活用の推進、都市農業・農地の保全・継承に向けた相談窓口の設置が掲げられております。

次に中段ですが、大きな5つ目としてTPP合意の十分な国会審議と国内対策の継続・強化について掲げられております。

大きな6つ目として食育の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進ということで、1. 地産地消・食育・機能性食品のさらなる推進、次の頁に移りまして2. 食の安全対策と輸入農産物等の検疫・表示の強化、3. 国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護が掲げられております。

次に大きな7つ目として、消費税率引き上げに伴う納税環境の整備が掲げられております。

次に大きな8つ目として、東日本大震災・原発事故、熊本地震等への万全な対応ということで、1. 新たな農業創造の促進と予算の確保、次の頁に移りまして2. 風評被害の払拭に向けたさらなる支援、3. 熊本地震等の突発的な災害等への万全な対応などが掲げられております。9つ目として、指定生乳生産者団体制度等規制改革への慎重な対応が掲げられております。

大きな10番目ですが、新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化ということで、1. 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化、そして次の頁に移りまして2. 厳正な農地制度の執行を確保する体制整備、そして3. 地方交付税交付金の積算の見直しなどが掲げられております。

なお、国会議員の方に要請活動した内容は、その他に特別決議として、熊本・大分大地震への万全な対応を求める特別要請決議そして、復興に関する支援策等の充実について要請活動を行っております。

続いて次の頁ですが、第3号議案としては新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動の推進に関する申し合わせ決議でございます。

農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかりと連携して取り組み、しっかりと評価していくことにより、農地と人対策を現場で責任を持って推進する組織として、以下に掲げるような事項について決議されたものでございます。

まず、1. 農地の確保と有効利用の推進に取り組もうということで、人・農地プランの作成の支援であったり、全国農地ナビへの積極的な

参加であったり、人・農地プラン作成の見直し等における中間管理機構との連携強化などが掲げられております。

次の頁に移りますが、2. 担い手の確保と経営の合理化に向けた支援を強化しようということで、認定農業者の掘り起こしであったり、再認定の働きかけの強化、また新たな農業のパートナーづくりを推進するよういろいろな動きを進めていくことと、農業者年金について農業者の老後生活の安定形成の重要な施策としての位置づけとして取り組みを行っていく内容になっております。

次に3. 地域の声を取りまとめた意見の提出に積極的に取り組もうということで、すべての農業委員会において、毎年一定の時期に認定農業者をはじめとする地域の農業者との集落座談会を実施して、それらを通じた農業・農村現場の声を積み上げていきたいと思いますという内容でございます。

そして4. 農業・農村の実態と農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動を強化しようということで、全国農業新聞や農業委員会だより等で地域の住民の方々を対象に農業委員会と農業者の取り組みや地域の課題等を周知し、そして特に農業委員会の活動例のイメージ化を行っていきたいと思いますという内容で、決議されております。

次に頁が変わりまして、第4号議案ですが、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議でございまして、農業委員会の情報提供活動について、今回の法改正の中でも農業一般に関する調査及び情報の提供が明記されたという中で、さらにその基盤である農地利用の最適化が横展開無しには成果を期しがたいということで、全国の農業委員が一丸となって活動をしていこうという内容になっております。

その大きな3つの取り組みとして、1. すべての農業委員会で全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動に取り組もうということ、2. 農地利用の最適化のため全国農業図書を必読・常備すると共に研修会等資料への活用並びに農業者への啓発に取り組もうというものでございます。頁が次に移りまして、3. 農業委員会だよりの発行、市町村広報誌やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の見える化を徹底しようというものでございます。

そして頁は変わりますが、最後に第5号議案でございまして、全国農業委員会会長大会実行運動計画でございます。この中で大会当日の実行運動として、それぞれの都道府県が選出国會議員に対して決議した提案事項等について要請を行う、また、政府及び政党幹部に対して、都道府県農業会議の会長等が代表要請を行うことと、大会の実行委員会を設置ということでございます。

会議の報告は、以上でございます、よろしくお願いします。

議長

それでは、ただ今の報告事項について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員、お願いします。

中村委員

会長大会の説明があつたのですが、会長が出席しての意見、感想なり、終わった後、衆参6名の議員に要請をしてきた効果についてお示しいただければと思って伺います。

朝生事務
局長

当日要請活動を行った内容について、ただ今説明をいたしました政策提案につきまして、また熊本地震の復旧支援について、まず衆議院第1議員会館の方で民進党の田嶋要議員、自由民主党の小林鷹之議員、自由民主党の松野博一議員、衆議院第2議員会館で自由民主党の門山宏哲議員、参議院の議員会館で民進党の小西洋之議員と自由民主党の豊田俊郎議員に要請活動してまいりました。

ただ実際には、議員の方はお忙しく秘書の方にお受けいただくかたちで、ただ自由民主党の豊田議員にはお会いし、説明したところでございます。

中村委員

会長の中身への感想は。

野崎会長

千葉地区の代表として、すべての議員さんに対応しておりますが、皆様お忙しいなかでお会いできないので、文章でのお願いをしています。

中村委員

私の聞いていたのは、全国農業委員会会長大会に会長が参加されての感想はどうですかということと、6名の国会議員の党派がどうかと聞いたので、今のは6名の国会議員とのやりとりの感想でしたので、大会についての感想をお聞きしたかった。それと6名の会派は自民党と民進党だけなので、大会議案の5号議案では政党幹部に対して要請を行うとあるので、千葉県選出となると広く、政党はもっとたくさんありますので、要請もしていただきたい。特に農業関係の委員会

に所属している他の政党もありますので、今後農業に詳しい議員もおりますので、ご検討をいただければと思って終わります。

野崎会長

県の段取りで決められている中で、要望活動を行っております。

中村委員

それは承知しましたが、できればもっと幅広く要請をしていただけるように、県へ政令市ですから是非求めていただきたいと求めています。

朝生事務
局長

説明をさせていただきますが、私と会長につきましては、千葉地区という市原・八千代・習志野・千葉市の千葉地区として、県内で決めているブロックとしてうかがった部分でございます。実際には千葉県全体といたしまして、他に5班ほどありまして基本的に、私たちがうかがったのは自民党と民進党だけですけれども、それ以外にも例えば印旛の方であれば水野さんのところであったり、東葛であれば自民党の齋藤さん公明党の角田さんとか基本的にはすべての国会議員のところに回るようにしております。

野崎会長

千葉県として全体に回っております。

議 長

他にございませんか。

議 場

意見・質問なし

議 長

それでは、日程第3 協議事項1 農業委員会等に関する法律の一部改正に係る対応についてでございます。

事務局、説明願います。

朝生事務
局長

協議事項1 農業委員会等に関する法律の一部改正に係る対応について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

使います資料は、協議資料というものと青い冊子の農地利用最適化推進活動マニュアルでございます。

たびたび改正の話になりますが、農業委員会法が改正されまして農地利用最適化推進が農業委員会の法定業務となりまして、農地利用最適化推進委員も新設することになり、今年3月の議会で23名の推進委員の定数条例が制定されたところでございます。

本日は、農業委員会のこれから一番の仕事となります、最適化を担う推進委員の役割と、その選任についてご説明させていただきます。

初めに、青い冊子をご覧くださいませでしょうか。農地利用最適化推進活動マニュアルでございます。3枚ほどおめくりいただいて4頁をお開きいただけますでしょうか。改めての説明になりますが、農業委員会制度の改正と農地利用の最適化の推進について、記載されております。大きな黄色い囲みの中ですが、農地等の利用の最適化が農業委員会の必須事務になったということ、これは法定事務でございます。

それから2つ目として、農地利用最適化推進委員が新設されるということ、それから3つ目に農業委員と農地利用最適化推進活動という

ことで、農業委員会の中で農業委員と推進委員が連携して活動に取り組んでいくこと、そして次の頁に移りますが、4つ目として農地等の利用の最適化の推進活動とはということで、これについては後程別途詳しく説明させていただきますが、ここの青い囲みの内容でございます。そして5つ目として、農地利用最適化の推進に関する指針というものが、新しい改正法の中で策定することとなっております。これは、新しい農業委員が来年就任後、できるだけ速やかに作るということで、平成29年度が終わるまでには作成するかたちになります。具体的にはこの青い囲みにありますように、遊休農地の解消面積であったり、農地利用集積面積であったり、新規参入者の確保数であったりの数値目標と取り組み方法を定めていくことになります。こちらについては、平成29年度末に作る前に、現在の農業委員の中で色々ご相談等をして、準備等を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

こちらが、見開き2頁で示されている作成例で、実際にはもっと頁数が出ると思いますが、農業委員会の会長名で法律に基づいて指針を定めるということで、まず遊休農地の解消について、解消の目標の面積何ヘクタール、そして何ヘクタールと設定した考え方はこういう考え方ですという記載をしています、また(2)に書かれておりますが、その解消に向けた具体的な取り組み方法は、例えばこうやって進めますということもここで明記していくことになります。そして次の頁に移りますが、担い手への農地利用の集積についても同様に目標の面積、そしてその面積をどうして設定したか、またそのために今後どういう

具体的な取り組みを行うのかということを決めていきます。また3つ目として、新規参入の促進について、新規参入の促進目標として、何経営体目標として設定するのか、そしてその設定はどうしてそう考えたのか、また、そのためにはどんな取り組みをどうやっていくのか示していくかたちになります。こちらについても法定事務となっております。

それでは、コピーしたレジュメの方にお戻りいただけますか。

1枚おめくりいただいて、1農委会の役割が農地等の利用最適化の推進として強化されましたということでございます。これについては具体的には、全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目標に掲げるなかで、それを達成するためには、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の義務業務として行わなければならないこととして、位置づけられたところでございます。具体的には、この下にイラスト付きの四角い囲みがありますが、最適化の推進は、まず1つとして、担い手への農地利用の集積の推進ということで、経営規模の拡大であったり農地の集団化等を進めなければいけないということ、2つとして耕作放棄地の発生防止、解消の推進をすること、3つとして新規就農、企業等の農業参入の支援を農業委員会は法定事務として行っていくということになります。

この右にありますのが、今回初めて農業委員会法に農業委員、農地利用最適化推進委員に対して秘密保持義務が設けられました。それに対する罰則規定として1年間の懲役であったり、50万円以下の罰金であったりが科せられるようになりました。これは、ご退任後も有効

となります。こうしたことも含めて、私どもの委員会としましては心配はないところでございますが、事故等があってもいけませんので、個人情報や政策施策の形成中の文書等については、議案書を会場に置いて帰っていただくことに今後変えていくことになるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

大きく2つ目は、農地利用最適化推進委員が設置されるということで、農業委員と伴に地域で活動する推進委員を委嘱していく、そして推進委員は基本的に現場活動が仕事になってまいりますので、農業委員の方から総会において実情を伺ったり、また、推進委員の方が総会部会において意見を述べることができると定められております。推進委員の具体的な役割として、農地パトロールの実施、2つとして農地台帳の整備等、この農地台帳の整備等は事務局が作るコンピューターに入れていくものではなく、そのための現地の調査であったり現状の確認であったりの部分で、結果として農地台帳が整備されていく部分を現場活動で担っていくということです。

そして次の頁で、集落座談会の開催ということで幅広く担当する区域の方に色々なご意見を聞いたりする場を設けていき、また農地中間管理事業の活用と農地中間管理機構との連携も図っていくこととなります。そして次の頁に移っていただいて、全国農地ナビの活用と周知、また、出し手意向と受け手意向の結び付け活動も重要な仕事となっております。そして次の頁に移りますが、新規参入の支援活動として新規就農の促進であったり、企業参入の推進であったりを積極的に現場で支援していくということになります。

次にスケジュールですが、次の頁をお願いできますでしょうか、4

つ程大きな項目を仕切っておりますが、まずこれからご説明いたします、地域を定めて推進委員を募集します、その地域を23に定めないといけないわけで、それがこれからご相談する事項でございます。こちらについては、基本的に9月末の総会でなんとか議決して決定できるように、8月までの農業振興部会で部会としての案を決定できればと考えております。それから大きく2つ目ですが、農業委員・推進委員の募集の周知ですが、農業委員会だよりは年に3回出しておりますが、今年は臨時号を2回ほど増やして計5回出すことにしております、7月早々には今回の法律の改正と農業委員が選挙ではなく公募で行えることとなっていることを、改めて特集号を出します。また、その後農業委員会の総会などでご相談しながら、最終的に年末には募集要項等を確定して年明け早々から少し早めに、色々と地域の活動を行っていき、農業委員会だよりの募集特集号も臨時号で1月には出していこうと考えております。そして実際の募集につきましては法律で1か月間と定められておりまして、3月の中旬から4月の中旬にかけての1か月間、そして法律でその募集の中間地点、私どもでは3月末には応募状況をインターネット等を含めて公表しなければならないとされておりまして、そこでちょうど半分の期間が終わったところでの応募状況の公表などを行ってまいります。また、締め切った後も最終結果について応募状況の公表をしていくこととなります。そして、その後、庁内で選考等を行い6月に行われる議会の方へ農業委員17名の方の議案を出していくとともに、農業委員会の総会には23人の推進委員の方々の候補案を議案として提出していくかたちとなります。

そして最後の段ですが、農業委員については議会の承認をいただい

た後、市長から任命する。そして推進委員については農業委員会から委嘱をするというかたちになります。

基本的考え方の部分は、こういうかたちになります。

そして次に肝心の担当地域をどうしていくかということです。

法律の方で担当地域を定めなければいけない、そして定めた区域ごとに募集を行うとされておりますので、私どもでは条例定数の推進委員の23人について、これからご説明する区割り等を行って、今日、午前中の振興部会でまず1回目のご相談をしたところですが、今後協議を重ねて、先ほど申しましたように9月末の総会までに付議をしていけるように準備を進めてまいります。事務局でまず素案を作って今日、振興部会にご提案を申し上げたところですが、現在27人の公選の農業委員さんのご担当地域を基に、面積、特に農地面積の部分でのバランスをとっていく必要がありますので、面積の入り繰りを行ったり、一番大事だと考えますが、それぞれの地域に集落としての歴史であったり、地域のコミュニティという問題があるでしょうから、そういった歴史や学区など地域のまとまり感を考えながら、27人から23人に設定した案を振興部会の方にお出ししました。振興部会ではまず今日1回目、色々ご協議していただいた中ではこの地域割りそのものについては、現時点では特に大きなご意見等はございませんでしたが、これからも総会等で委員の皆様にご意見を含めてお気づきの点等がありましたら、事務局の方にお申し出いただきたいと思います。そして、今日のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、具体的な区割り案につきまして、農業振興班から説明させていただきます。

小川主査

説明をさせていただきたいと思います。

協議資料２と３をご用意いただけますでしょうか。

協議資料２は農業委員地区担当一覧 平成２６年７月２２日からのものです。

協議資料３はリストになっております。

協議資料２は、現在の農業委員の地区担当の一覧となっております。

協議資料３は、事務局案の指標として調整区域・市街化区域の農地を区分して、更に農用地面積・生産緑地面積、また人的な要素として認定農業者数・農家世帯数・常時従事者数をお示ししたものです。

事務局素案は、市内農地約４，６００ヘクタールを２３人の推進委員で担当しますことから、区域内の農地面積約２００ヘクタールを目安に協議資料２にあります現在の２７区域をベースとして、先ほどの表を基に合併・分離等の再編をし、合わせて地域的な要素として学区などを参考にして作成をしております。担当農地の平準化を考慮し、１地区約２００ヘクタールを目途としておりますが、町を区域の対象単位としていること、また地域的な要素を勘案していることで、区域間での差異が生じてしまう結果となっておりますので、その辺についてはご了承いただきたいと思います。

それでは協議資料３及び協議資料４を用いまして、各地域についてご説明させていただきます。

協議資料３の表に基づいて、説明をさせていただきますので、協議資料４の地図を参照していただきたいと思います。

第１地区ですが、この地区につきましては、現在、小林委員がご担当

されている同様・同一の地区ということで設定されております。

続きまして第2地区は、現在の小川隆良委員が担当されている区域に花島委員が担当されている区域の一部を分離して編入した地区となっております。

続きまして第3地区につきましては、現在、花島委員が担当されている区域から一部を分離した地区でございます。

第4地区につきましては、現在、伊原委員及び小川友安委員の地域を合併した区域であり、尚且つ小川政二委員の担当している稲毛区の一部を編入した地区となっております。

頁をめくっていただき、2頁をご覧ください。

第5地区になります。現在、鈴木委員、笠川委員、竹下委員が担当している区域及び小川政二委員が担当している区域の一部を合併した地区となっております。

ただ今の第1地区から第5地区につきましては、市街化が著しく、最適化対象の農地が少ないことから、農地のバランス等を考慮させていただきまして、合併している地区が多くなっております。

続きまして頁をめくっていただき、3頁になります。

第6地区になります、第6地区につきましては、現在、長谷部委員がご担当されている区域と同一の地区となっております。

続きまして、第7地区でございます。第7地区は、現在、長谷川政美委員、大塚委員、小川政二委員、市原委員が担当されている区域を合併した地区でございます。

頁をめくっていただきまして、4頁をお願いします。

第8地区につきましては、現在、石橋委員、田中委員、長谷川功委員、

高澤委員が担当していただいている区域を合わせた地区となっております。

第7地区、第8地区につきましては、先ほどの第2地区から第5地区と同様、市街化が著しい地区となっております、農地面積が少ないことから同じような状態で合併させていただきました。

続きまして第9地区につきましては、現在、浅尾委員が担当されている区域と同様の地区とさせていただいております。

頁をめくっていただきまして、5頁をお願いします。

第10地区と第11地区ですが、現在、石井委員が担当されている地区でございます、この区域につきましては現在担当されている農地面積の総数が300ヘクタール以上となっております、非常に大きな面積となっておりますので、こちらの方は2つに分離をさせていただきまして、第10地区と第11地区の2つとさせていただいております。

続きまして第12地区になります。第12地区は、現在、野崎会長が担当されている区域でございます。この区域は約270ヘクタールで大きな面積であることから、この区域は大高町と高津戸町が入っていましたが、大高町と高津戸町の部分を分離した地区とさせていただいております。

続きまして第13地区になります。この地区は、現在、橋本委員に担当していただいている地域に小川正義委員に担当していただいているあすみが丘東地区を編入再編させていただいた地区でございます。

続きまして第14地区です。こちらは現在、小川正義委員が担当されている地区の面積が約250ヘクタールと先ほどと同じく多い状況に

なっておりますので、こちらもバランスを考慮しまして、いくつかに分離をさせていただきました。先ほど第１２地区、野崎会長の地区をご説明させていただきましたが、そちらの方で分離させました緑区の大高町と高津戸町と現在、小川正義委員がご担当されている土気町を合わせた地区を、第１４地区とさせていただきました。

続いて第１５地区ですが、現在、小川正義委員が担当している区域のうち、上大和田町、下大和田町を合わせ分離させた地域でございます。

続いて第１６地区ですが、第１６地区は、現在、西郡委員が担当していただいている地区のうち、中野町の部分を地区とさせていただいております。こちらの地区も先ほどから説明しておりますが農地面積が非常に多い地域となっておりますので、その点を考慮し、バランスを考えまして、中野町の一町とさせていただきました。従来、西郡委員が担当されていた地区のうち、和泉町につきましては分離し、他地区との編入するかたちを取らせていただきました。

第１７地区ですが、分離した和泉町と植草委員が担当されておりますうちの、野呂町を合わせた地区とさせていただいております。植草委員が担当されている地区も農地面積が約２３０ヘクタールと多めでありますのでそちらを考慮しまして、またその地区に農地がかなり集中してありますので、その辺も考慮しましてこの区割りとさせていただきました。

第１８地区でございますが、第１８地区は現在、浅川委員が担当されていられる区域に、先ほどの植草委員が担当されている区域から分離しました五十土町、大広町、川井町を合わせた地域となっております。

続きまして第１９地区です。第１９地区は宮崎委員が担当している地

区のうち、御殿町と中田町を合わせた地区とさせていただいております。宮崎委員が担当されている地区も約300ヘクタールの農地面積を有しておりますので、分離というかたちを取らせていただきました。

続きまして、最後の頁、6頁をご覧ください。

第20地区になります。先ほどの宮崎委員の地区から分離した一部、古泉町と富田町を合わせた地区となっております。

続きまして第21地区になります。第21地区は現在、猪野委員に担当していただいている地域でございます。この地域も農地面積が約370ヘクタールありまして、大きな面積を有していることから、先ほどと同様に分離をさせていただくこととしました。第21地区は、その内の小間子町と上泉町を合わせた地区となっております。

第22地区につきましては、先ほどの宮崎委員が担当している地域のうちの更科町と、猪野委員が担当している下泉町を合わせた地域となっております。

そして最後に第23地区ですが、こちらは猪野委員が担当している地域のうち、大井戸町、御成台、下田町、旦谷町、谷当町を分離して合わせた地区でございます。

以上が、私ども事務局での素案の説明でございます。

なお、この素案についてご意見をいただくこととなると思いますが、先ほど事務局長からご説明がありましたとおり、午前中に開催しました農業振興部会における意見と合わせて検討のうえ修正等をおこない、9月下旬開催の総会において推進委員の担当区域を決定していただくことを目途に、農業振興部会としての農地最適化推進委員の担当区域の案を作成していく予定であります。

また、本日初めて素案をご覧いただいておりますので、後日、お気づきの点等がございましたら、ご意見をお寄せいただけますようお願いいたします。

議 長 本件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。

議 長 小林委員どうぞ。

小林委員 これは確定ではなく、変更もあるということで進めるということですね。

変更もあるという前提ですね。

地区割の分割などで、変更があった場合にです。

議 長 事務局、お願いします。

小川主査 私どもの説明は素案として説明させていただいておりますので、私どもの方で解る範囲で勘案させているところですが、まだこれでも地域性など私どもで解らない部分が沢山ございますので、そうしたものをご意見としていただき、そのご意見を勘案して作成していきたいと思っておりますので、まずご提示させていただいたというところですので、またこれを見ていただいて、この地区はこの区割りの仕方だと人がまとまらくなる等、こことここを合わせるのは問題があり難しいのでは等のご意見がありましたら、お寄せいただければということでご提示させていただきました。

議 長

小林委員どうぞ。

小林委員

質問なんですが、純農村地域とある程度の市街化された地域が面積割で把握されておりますので、その中で農地転用だとか耕作放棄だとかその辺は市街化区域の方が件数的にもはるかに多いと思います。それを面積割でやってしまうと小さな畑が多いところの面積で割ると若干アンバランスがでると思うんですが、事務局としてどう考えているのか教えてほしい。

議 長

事務局、お願いします。

小川主査

今回事務局の素案としてお出しした基準として、農地利用の最適化について着目させていただきました。農地利用の最適化の一番大きなところが、利用集積が目玉になってくると思いますのでこちらの方が、滞りなく行えるようにさせていただいているところです。

委員さんのご指摘の部分もあると思いますが、この地区割りで区域を設定して、その地区ごとに委員さんが応募できるわけですので、あくまでその地区の窓口であり、その中で担当していただくことになるわけですが、遊休農地の関係とか地域だけの問題ではありませんので、先ほど事務局長からも説明がありましたとおり、これから農業委員さんも選任されてきまして、農業委員さんと連携してやるようになっておりますので、難しいところについては農業委員さんをからめまして、隣接委員さんとも連携しながら随時考えていかなければと思っております。

ます。

そういうことで、基本的に考えております。

小林委員

解りました。

議 長

他にございませんか。

鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

これは、23地区に分けてやられるようですが、広い面積とそんなに
広くない面積があるのですが、区画を見ていると現在の農業委員が一
地区に3名から4名いるところと、一地区に1名のところもある状態
なので、この人数は新しい委員が決まった時にはその地域で選んでい
くのでしょうか。どのようにっていくのか。

議 長

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

農業委員については、今回改正後につきましては、地区という概念は
無くなります。そして逆に推進委員については、今回お諮りしている
ように地域を事務局として決めて、その地域に対して募集を行うこと
になります。そこに応募できる方はその地域の方である必要は、法律
では全くないこととされておりますが、私どもといたしましては今後
地域に入り込んで活動していくという上では、その地域の実情等を
ご存じない方では実際お話をしていくのは難しいと思いますので、その
あたりを含めて募集の時に色々と考えていきたいと思っております。

鈴木委員	事務局の方から、推進委員は地区から、農業委員は全市にわたって選ぶという言い方なので、農業委員が大変になってくるのではないかと思います。全地区を把握できないということです。
野崎会長	区分されたこの地域につきましては、またおりおりと改善されていくと私も考え、一応のたたき台です。
小林委員	地域に持ち帰って説明してよろしいでしょうか。
朝生事務局 局長	まだちょっと、早いので。
議 長	他にございませんか。 橋本委員どうぞ。
橋本委員	この会議はこれで最後のしめになると思いますので、1点、事務局の方にお伺いしたいのですが、昨今遊休農地と耕作放棄地の問題が色々出ておるんですが、この中で国では来年度から遊休農地の固定資産税の引き上げを行うことを聞いてきております。この辺についてどのような情報を得ているのか、事務局の方で解れば教えていただきたい。これは、昨年10月から11月に農地の利用状況調査を行って、今年の1月と2月に遊休農地になっている方にどのような利用をされますかと、1つは中間管理機構へ預けますか、JAに預けますか、自分

で耕作しますか、もしくは売買しますかという手紙を出して、その中でチェック行うようになっております。そういうものをこれから進めていくと思うのですが、先ほど申し上げたとおり固定資産税の税率が上がるということで、懸念しているところがありますので、事務局で解る範囲で教えていただきたいと思います。

議 長

事務局、お願いします。

小川主査

今、私どもで把握しているところで説明します。

平成28年度の調査を例にあげさせていただきます。

平成28年度の調査を11月までに終了させなければならないと、国の方から指導が入っておりまして、11月中に委員さんのお話にもありました遊休農地とされた農地の所有者・耕作者へ意向調査をお送りし、その意向調査をもって、その中で5つ程の選択肢がありまして回答をしていただく形になります。そして、11月から6か月間の間に意向を示した内容を実行していただきたいというのが、この法律の中身であります。その6か月後にまた同じような利用状況調査をやるんですが、その利用状況調査をやった時に状況が改善されていなかった場合には、次の段階に入りまして、これも法令で定められているものでして、勧告というかたちになります。勧告の内容が何かというと、遊休農地となっている農地を農地中間管理機構、千葉県では千葉県園芸協会ですが、千葉県園芸協会と貸借をする協議をなささいという勧告になります。勧告書が送られてしまいますと、先ほど委員さんが言っている固定資産税が上がってしまいます。固定資産税を課税すると

き使用している固定資産評価額がありますが、その評価額で農地の場合は軽減率で軽減されている部分がありますが、その軽減がされなくなりますので、今、国の方で言われているのが、今の税額の1.8倍になるのではないかといわれております。基本的に勧告書が送られるか送られないかで税率が上がるかの分かれ目になりますので、最初の段階で遊休農地として送られた段階で、何らかの形で手を打っていただければそのような形にはならないと思いますので、もし地域の方からご相談があった場合には、そのようにお答えいただければと、又解らない部分があると思いますので、その都度ご相談をいただければ回答させていただきます。

橋本委員

解りました。ありがとうございました。

野崎会長

1つお聞きしたいのですが、区分された農地区分の中で除外される地域というかたちではないですね、それを含めるというかたちになりますね、今のたたき台は遊休農地についてですね。

小川主査

遊休農地については、法令で毎年1回調査することになっておりますので、その年その年の調査をした結果としてやりますので、対象外となる農地は基本的にないです。今現在も現況農地として取り扱っている農地はすべて対象になっております。

橋本委員

今回の記載の中にも遊休農地も入っているんですね。

小川主査

入っております。

この表の中にも、遊休農地と書かれたものがありますが、その町での遊休農地の面積だにご理解をいただければと思います。

議 長

他にございませんか。

無いようですので、日程第3につきましては以上です。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきましたが、特に意見等の取りまとめについて、ご説明いたします。

農地の転用を単純に面積割で考えると、地域の特性が反映されないのではないかとのご意見がございました。農業委員が地域で把握するのが大変になるのではないかとまとまりました。

あらためて他にございませんので、本日の総会で決定ということではありませんので、事務局は意見を基に十分検討をしていただきたいと思います。

他に全体としてご質問等ございますか。

無いようですので、事務局から何かございますか。

事務局長、お願いします。

朝生事務
局長

先週、千葉市議会の第2回定例会が終了いたしまして、関係する部分についてご報告させていただきます。

座って説明させていただきます。

第2回定例会につきましては、6月9日から24日までの会期で開催されまして、21の議案と2つの発議、4つの請願・陳情について審議されるとともに18議員のかたから一般質問がなされました。

農業委員会の直接的な所管のものとしては、自由民主党千葉市議会議員団の三須議員から農業委員会改革についての一般質問において、新たな制度での農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募について、公募の時期や手続き、選考方法また農業委員と農地利用最適化推進委員、両方に応募することができるのか、また、広く初めてのことで周知が必要と思うがどのように考えているのか、また、農業委員と新設される農地利用最適化推進委員のそれぞれの役割と、2つの委員の関係、また、農地利用最適化推進委員の具体的な活動例、農地等の利用の最適化の推進に係る指針の内容と農地利用最適化推進委員との関わりなどについて質問がされました。

今年度末頃に公募する予定であることや具体的な応募手続き方法の予定、応募については農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できること、新体制移行後は、農業委員の方は総会での許認可等や施策決定、推進委員の方は担当区域で現地での実践活動を担っていくという役割の違い、推進委員の具体的な活動例は、農地パトロールであったり、集落座談会であったり、出し手と受け手の結び付けであったり、新規就農・企業参入の促進などのこと、また指針については、平成29年度末までに策定をして、それぞれに数値目標や具体的な取り組み手法を設定していくことになるということの、答弁をいたしたしだいです。

また、農業に関係する一般質問として、同じく三須議員から、企業などとの連携による地産地消の推進についての質問、また明治大学菅田農場の産業用地としての評価と大学側への市からの働きかけ、また大学の検討状況等について質問が出ております。

そして日本共産党千葉市議会議員団の野本議員からは、再生可能エネルギーについての一般質問において、再生可能エネルギーを普及して安心安全なエネルギーを確保することは、時代の要請としたうえで、太陽光発電のソーラーパネル設置に伴う環境問題などのトラブルについての質問がなされたところです。

そして陳情としては、幕張 2 丁目メガソーラー発電所設置に関する住環境保護を求める陳情がでまして、環境経済委員会で審議されたところでございます。

以上でございます。

議 長

議会の報告でございます。

本日の議事日程は以上でございます。

皆様のご協力により、すべての日程の審議を終了することができました。心より感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 28 年度第 2 回総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 22 分)

